

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 今後の農業の基本的方向

駒ヶ根市は、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスを仰ぎ、区域のほぼ中央を南北に天竜川が流れ、東西に平坦地、段丘地、山岳地と続く形成をなし、農地は、平坦部の標高560mから、中山間部の1,000mまで達し、自然に恵まれた変化に富んだ地形をなしている。伊那谷を縦貫する中部広域農道及び高速交通網の整備により、首都圏、中京圏、関西圏に近いという立地条件を生かして、生鮮農畜産物の供給基地としての役割を果たしながら、農業は地域の重要な産業の一つとして発展を遂げてきました。

駒ヶ根市の農業振興方策は、行政、JA、農業者団体、生産者が一体となって、平成2年に設立した「駒ヶ根市営農センター」を基軸に、地域ぐるみでの農業や農村の活性化を目指し、水稻作を基盤として、地域の特性を生かした振興作物の栽培により、多様な農業経営の展開や経営体の育成に努めてきており、施設園芸においては、高収益性の作目、作型の導入を支援し、地域として産地化を図ることを目指します。

また、駒ヶ根市の農業は、商工業や観光等の発展に伴い、市内総生産に占める農業の割合は減少しているものの、地域生活基盤として生活環境や食料供給など社会や経済的な面でなお重要な位置を占めており、地域のコミュニティの継続に果たす役割は一層重要なものとなっています。しかし一方で農業従事者の高齢化と担い手の減少、遊休農地の増加等深刻な課題が生じてきています。

農業者数の急減と遊休農地の急増への対応が喫緊課題としある中で、引き続き営農センターを中心として、認定農業者等戦略等を持って経営を展開する中核的経営体^{注1)}の育成と併せ、「地域計画」の取組を推進し、農地中間管理事業の活用等により「地域計画」で明確化した地域の将来方針に基づき農地の集積や集約を進め、生産基盤の整備、農業の生産性の向上、消費者ニーズや流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興を図るとともに、自然の力を生かした環境農業の推進、農畜産物の安全性の確保、

地域農畜産物のブランドの確立、高付加価値化を実現した6次産業化の推進等により、地域の特色を生かした農業生産構造の構築を目指します。

また、農村社会は、特に中山間地域を中心に過疎化と高齢化が進行するなかで、農家個々の農業生産や、地域の共同活動が十分に行えなくなり、良好な農村景観や環境の維持が困難な地域も出てきています。一方では、農業や農村の有する洪水防止や景観形成等の多面的な機能が重視されており、多くの地域において、これらの機能を保全しようとする取組や、資源を有効に活用した活性化への取組が進められています。

このような中で、今後は、農村生活環境の整備、農業と関連産業を基幹とする多様な地場産業の振興、グリーン・ツーリズムを始めとした都市との交流等により、誰もが豊かさやゆとりが実感できる、魅力ある農村社会づくりを進めます。

農業者数減少に伴い生じる農業インフラの維持管理能力の低下や、情報伝達システムへの対応を検討し、また、駒ヶ根市の農業に関する情報や課題を様々な関係者の間で共有を行ったり活用することで、地域農業の維持や発展を目指します。

注1) 中核的経営体：第3期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業を今後とも駒ヶ根市の社会経済的基盤として振興し、効率的経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、労働時間と所得において市内他産業従事者と均衡する水準を実現し得る高付加価値化経営あるいは効率的経営が必要です。

具体的には、地域の優良な農業経営の事例を踏まえつつ、マーケットインの生産や特徴ある農産物の生産による高付加価値化や農地の集約化、IT化などによる効率化、低コスト化などによる農業経営を目指し、地域他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準で、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得500万円程度）を目指します。

一方、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開している中山間地域等については、経営の主体を占める農業生産部門に加えて、地域の特色と資源等を生かした多様な農業関連事業部門の展開を図るなど、農業経営の多角化も含めて所定の農業所得目標の達成を目指します。

個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者（補助的従事者）1～2人による低労力コストの経営規模を確保し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することで効率的な経営となるよう支援をします。なお、家族従事者の労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、おおむね700万円程度（主たる従事者1人当たりは500万円程度）を目指します。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、経営体当たりおおむね600万円程度（主たる従事者1人当たりは450万円程度）とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者全員が従事者1人当たりの所得目標の実現を目指すものとします。

（２）効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 「地域計画」に基づいた中核的経営体の育成

アンケートを実施し、農家や農地に関する情報を把握した上で、地域の話合いによって進める実質化した「地域計画」に基づく取組を実施します。

今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要がある農地など、人と農地を明確に可視化し、農地中間管理事業を活用した農地の集積や集約化による経営の効率化を進める中で中核的経営体を育成し、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を推進します。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発や普及を図るとともに雇用就業者を安定して確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向け取り組みます。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模を勘案し、年間農業所得を250万円程度として目指します。

その上で、円滑な就農に向けた地域段階での研修体制や支援施策の充実を図るとともに、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組を進めます。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

駒ヶ根市においても就農希望者からの就農相談が数多く寄せられています。就農希望者からの相談の機会や新規就農者確保も含め、新・農業人フェアや田舎暮らし相談会への参加、就農希望者に対しては、新規就農準備校を開校し、農業体験の場の提供を継続して行い、新規就農者を毎年2名程度確保することを目標とします。

各地区営農組合と連携し、地域の需要に応じた新規就農者の確保、青年農業者へのフォロー、次世代農家や新規就農者の意見の吸い上げなどを行います。

4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

力強い農業構造の構築を進めるに当たり、部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、環境にやさしい自然と共生する農業の推進やロボット技術やICT技術等活用によるスマート農業の推進、機械や施設の共同利用、補助労働力の調整等、部門間の合理的な補完関係の構築による地域農業の複合化を促進します。

① 土地利用型作物

米や麦等土地利用型作物については、地域の実情に応じて農地中間管理事業及び農作業受委託の推進等による効率的経営の確立を目指し、認定農業者等中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米・麦、大豆及びそばの複合経営の育成や消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦やそば等の生産拡大など産地化を促進します。

また、法人化した集落営農組織については、個別経営体との農用地の利用調整を図り、地域全体の効率的な農用地の利用に努めます。

農業農村整備事業による農業生産基盤の整備等により、農用地の利用集積と連担化を進め、効率的な作業単位の形成と生産性向上を図ります。

また、地域住民と農家の協働による道水路や畦畔管理等補助的作業の合理的分担体制について、引き続き整備に向けた検討を進めます。

② 園芸作物

果樹、花き及び野菜等園芸作物については、先進技術の導入等による作物別の産地体制の維持や強化を図りつつ、ほ場の条件整備と作付けの団地化、省力・機械化、新品目・新品種の導入、作型の分散と施設化、高能率機械作業体系の確立、委託育苗等部分作業受委託の推進、選別・調整・荷造り作業の共同化、雇用労働力の調整とともに、多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓等を総合的に推進し、多様な担い手を中心とした産地の体質強化を促進します。

③ 畜産

畜産については、消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

④ 施設型農業

きのこや施設園芸等の施設型農業については、生産性あるいは付加価値の高い品目や作型の導入、低コスト省力生産技術や施設の導入、合理的集出荷流通体系の確立、品目の適切な組合せ、資金と経営管理の合理化等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上、経営の安定化を図ります。

(2) 地域農業のあり方

今後もより一層、農業従事者の減少と高齢化が進む中で農家の階層分化と多様化が進行し、高齢農家、自給的農家等に加え兼業農家においても作業委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かい、土地持ち非農家等も相当数発生するものと見込まれます。この結果、農業者数の急減と遊休農地の急増が見込まれ、その対策が喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するためには、「地域計画」の取組を通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、既存農家の規模拡大への支援や、集落営農組合を基礎とした組織的な営農体制を強化していくことが重要です。

そこで、集落等における農用地や労働力等の有効活用に関する合意形成組織の育成を進めつつ、「地域計画」に基づき農用地の利用集積を進めます。他方、現状では十分な効率的経営体の確保が見込めない地域においては、当面の農用地利用や農業生産の維持等を重視して、個別の効率的経営体等でカバーしきれない部分を補完し、引受けていく営農組合組織や農業生産組織等を強化する必要があります。

具体的には、

① 農業で自立する意欲を持って規模拡大や経営改善を目指す者を明確化して、効率的経

営体への移行を進める方向（個別経営型）

② 農作業受託等を行う生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ、効率的経営体への移行を進める方向（組織経営型）

③ 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、組織経営体又は個別経営体の育成を進める方向。特に、土地利用型農業では、地域の実情に合わせ効率的な規模等を前提に集落等を基礎とした営農組織の育成を進める方向（集落営農型）

④ 営農センター（地域農業再生協議会）が基軸となり農用地の保全管理や新規就農者の育成等の公的な支援活動を通じて、農業生産を維持しつつ、個別経営体又は組織経営体の育成を進める方向（公的支援型）

等の中から、地域の実情と農業者の意向に即した方向を選択して推進するものとします。

第２ 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

１ 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

（１）生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

（２）経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図れるようにします。

また、熟度の高い経営については、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、企業的な農業経営体の育成を推進します。特に法人化した集落営農組織の維持と発展に対しては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立できるように目指します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

（３）農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入や、年金、労働保険、社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図れるよう目指します。

2 農業経営の指標

(単位：a (ha)、人、千円)

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稻+大麦+そば+大豆 (組織)	35ha	水稻 20ha, 大麦 10ha, そば 2ha, 大豆 3ha	3.0	—	5,300	15,800	
2	水稻+小麦+そば+大豆	14ha	水稻 9ha, 小麦 2ha, そば 1 ha, 大豆 2 ha	1.0	1.0	5,200	6,000	
3	りんご+なし	280	りんご 180, なし 100	1.0	1.5	4,800	7,100	
4	りんご+ぶどう	240	りんご 190, ぶどう 50	1.0	1.5	4,500	6,600	
5	りんご+水稻	1,000	りんご 100, 水稻 900	1.0	1.5	5,100	8,300	
6	いちご専作	40	半促成(高設)40	1.0	2.0	5,300	8,700	
7	いちご専作	30	夏秋(高設)30	1.0	1.5	5,300	9,400	
8	すいか+水稻	950	すいか 50, 水稻 900	1.0	1.0	5,200	6,200	
9	アスパラガス+水稻	730	アスパラガス 30, 水稻 700	1.0	0.5	5,200	5,800	
10	アスパラガス+すいか	70	アスパラガス 20, すいか 50	1.0	0.5	5,600	6,300	
11	白ねぎ+ブロッコリー	200	白ねぎ 150, ブロッコリー 50	1.0	1.5	4,900	7,300	
12	白ねぎ専作	500	白ねぎ 500	1.0	1.0	6,100	8,100	
13	白ねぎ+アスパラガス	135	白ねぎ 100, アスパラガス 35	1.0	1.0	5,900	7,100	
14	きゅうり専作	40	きゅうり 40	1.0	1.0	5,700	6,900	
15	カーネーション専作	50	カーネーション 50	1.0	1.5	5,300	9,800	
16	シクラメン等鉢花専作	80	シクラメン 70, その他鉢花 10	1.0	2.5	5,300	8,900	
17	アルストロメリア専作	60	アルストロメリア 60	1.0	1.5	5,300	9,400	
18	カーネーション+水稻	330	カーネーション 30, 水稻 300	1.0	2.0	5,100	7,400	
19	こんにゃく+水稻	700	こんにゃく 100, 水稻 600	1.0	1.5	4,800	5,600	
20	酪農+水稻	600	経産牛 20 頭, 水稻 600	1.0	1.5	4,700	6,300	
21	肉牛肥育	—	黒毛和種 40 頭, F1 100 頭	1.0	0.5	5,300	6,200	
22	肉牛肥育+水稻	500	黒毛和種 40 頭, 水稻 500	1.0	1.5	5,400	7,200	
23	いちご+ぶどう	45	いちご 25, ぶどう 20	1.0	0.5	4,400	4,700	中山間地域(竜東)
24	りんご+なし+ぶどう	210	りんご 100, なし 60, ぶどう 50	1.0	1.0	4,100	4,800	
25	かき+りんご+水稻	330	かき 30, りんご 100, 水稻 200	1.0	0.5	4,600	5,200	
26	りんご+ブルーベリー+水 稲	230	りんご 100, ブルーベリー 30, 水稻 100	1.0	1.0	4,400	5,200	
27	花き+水稻+ブルーベリー	350	花き 30, 水稻 300, ブルーベリー 20	1.0	1.0	4,500	6,000	
28	りんご+水稻	450	りんご 150, 水稻 300	1.0	0.5	4,500	5,400	
29	アスパラガス+りんご	180	アスパラガス 10, りんご 170	1.0	0.5	4,900	5,700	

30	アスパラガス+水稲	530	アスパラガス 30,水稲 500	1.0	0.5	4,900	5,300	
31	すいか+花き+野菜	80	すいか 40,花き 10,野菜 30	1.0	1.0	4,400	5,400	
32	すいか+水稲	550	すいか 50,水稲,500	1.0	0.5	4,500	5,100	
33	こんにゃく+水稲	850	こんにゃく 50,水稲 800	1.0	0.5	4,500	5,300	
34	黒ごま+水稲	850	黒ごま 150,水稲,700	1.0	0.5	4,500	4,700	
集 落 営 農	オペレータ型	120ha	水稲 30ha,大麦 20ha,大豆 20ha,作業受託 50ha	9.0	0.0	5,300	51,900	
	ぐるみ型(50 戸)	28ha	水稲 12ha,大麦 8ha,大豆 8ha	1戸(40a)当たり平均所得:219 千円 (10a 当たり 54 千円(地 代 10 千円は費 用計上済 み、労働・オペレータ代等 は 費用に計上していない。))				15,120 千円
	ぐるみ型(25 戸)	10ha	水稲 6ha,そば 3ha,アスパラガス 1ha	1戸(40a)当たり平均所得:314 千円(10a 当たり 75 千円(地代 10 千円は費用計上済み、労 働・オペレータ代等は費用に 計上していない。))				中 山 間 等 条 件 不 利 地 域 7,500 千 円

※注 1) 本指標は、長野県農業経営指標（令和 4 年版）を参考とした。

※注 2) この農業経営の指標は、①「効率的かつ安定的な経営体育成」の観点で想定した経営モデルであること、②
資本装備はすべて新規に整備したものと算定（経営費に含まれる）してあること、③地域や個別の経営環境
によっては、実態とずれることがあります。

※注 3) 近年の生産費増大も踏まえ、柔軟な運用を図ること（以下の指標も同様）。

○生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」等の生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより徹底したコスト削減を推進
麦・大豆・そば	・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	・省力で収益性の高い高密度栽培、新わい化栽培への加速的な転換 ・シナリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産供給できる体制の整備
ぶどう	・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け、かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進 ・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産供給できる体制の整備
なし	・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
もも	・高糖度な品種の面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
ねぎ	・水田転作品目としての導入推進と他品目との複合経営の推進 ・新規栽培者の確保・育成
ブロッコリー	・標高差を生かしたリレー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大
アスパラガス	・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の確保・育成
きゅうり	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収 ・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保育成
すいか	・大型トンネルと人工交配による確実な着果確保 ・新規栽培者の確保・育成
夏秋いちご	・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による化学合成農薬の削減、省力化の推進
黒ごま	・優良品種「信州駒黒」の導入による収量の向上 ・水田転作品目としての導入と作業の械化を推進

カーネーション	・循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
シクラメン	・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組合せによる施設の効率利用
乳用牛	・搾乳ロボットや ICT 等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉用牛	・ICT を活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA 情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産

農業関連事業部門の展開方向例	No.	区 分	内 容	年間所得	備 考
	1	観 光 農 園 経 営	ふれあい農園 (穀類、果樹、野菜、花き、きのこ等) 直売施設	2,000千円 程度	全地区
	2	共 同 加 工 経 営	果樹、野菜、きのこ等加工 農畜産物加工処理施設		農産物加工センター
	3	農 産 物 直 売 経 営	果樹、野菜、きのこ、加工品等直売 直売施設		東伊那農村公園 駒ヶ根高原
	4	ふれあい農場経営	農産物の直売・提供 畜産物・直売提供施設 ふれあい体験		

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき

農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの駒ヶ根市における青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就農時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

2 農業経営の指標(新規就農)

(単位：a、人、千円)

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	アスパラガス+白ねぎ+水稲	380	アスパラガス 40,白ねぎ 40, 水稲 300	1.0	1.0	3,000	3,900	※注1)
2	もも+りんご+水稲	150	あかつき 20,川中島白桃 20,シナスイート 20,ふじ 20,水 稲 70	1.0	1.0	2,500	3,100	
3	干し柿+水稲	300	柿 40,水稲 260	1.0	1.0	2,500	3,100	
4	りんご専作	100	つがる 30,シナスイート 20,ふ じ 50	1.0	1.0	2,600	2,900	
5	ぶどう専作	25	ナガノパープル 10,クイーンルージュ 10,シャインマスカット 5	1.0	0.5	2,900	3,000	
6	夏秋いちご専作	20	夏秋いちご(高設) 20	1.0	1.0	2,600	3,300	
7	すいか専作	35	すいか 35	1.0	0.5	2,600	2,700	
8	トマト+きゅうり	30	トマト(雨よけ)20,きゅう り(秋夏)10	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	アルストロメリア	20	アルストロメリア 20	1.0	0.5	3,100	3,600	
10	トルコギキョウ+ラナンキュラス	30	トルコギキョウ 20,ラナンキュラス 10	1.0	1.5	2,500	3,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。
	1 施設・機械投資の低減 - 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 - やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 - 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 - 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地を借用または、第三者継承ができるよう努めます。 - 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式を図ります。 - 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 - 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。

	2 経営管理及び生産技術 経営管理の方向性や生産方式は、第1の4の（2）及び第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。
--	---

※注1）水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない

※注2）本指標は、長野県農業経営指標（令和4年版）を参考とした

※注3）この農業経営の指標は、①「効率的かつ安定的な経営体育成」の観点で想定した経営開始から数年後の経営モデルであること、②資本装備はすべて新規に整備したものと算定（経営費に含まれる）してあること、③地域や個別の経営環境によっては、実態とずれることがあります。

※注4）アルストロメリアは、ハウスについて第三者継承を想定した

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

駒ヶ根市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産技術の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。また、高齢農家が多数引退する時期に備え、代替り、親元就農、第三者継承などをサポートし、幅広い人材の確保に努めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、上伊那農業農村支援センター、各地区営農組合、上伊那農業協同組合等と連携して研修、指導及び相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、集落営農組織や各地区営農組合と協力した生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、集落営農組織や先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定やフォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備し、農福連携の活用や現在の農家後継者への経営継承の働きかけによる農業従事者の確保の推進も検討していきます。

加えて、駒ヶ根市の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就農するとともに地域に定着し活躍できるように、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。就農意欲の醸成に向けた取組として、就学段階にある児

童及び生徒を対象に、農業に対する興味や理解を深め、職業として農業を選択するよう教育機関と連携をとり、農業体験及び農家実習等の事業を行い就農意欲の高揚を図ります。それとともに、農家の後継者等を対象に、就農の可能性がある者を就農候補者として位置付け、その状況を具体的に把握するとともに、就農相談活動を積極的に実施するほか、後継者の就農意欲が高まるよう生産基盤及び生活環境の整備を推進します。

2 就農等希望者の受入れから定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行います。

これらのサポートを一元的に実践できるよう、駒ヶ根市が主体となって、県、農業委員会、各地区営農組合、認定農業者の会、上伊那農業協同組合等の関係団体が連携をして、農業を担う者の受入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、集落営農組織や各地区営農組合とともに地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化します。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 駒ヶ根市及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農及び雇用先の相談については県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合、長野県農業公社、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

駒ヶ根市は、駒ヶ根市営農センター、上伊那農業協同組合及び各地区営農組合と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の経営、収入及び生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を（県農業経営・就農支援センターが指導する様式で）整理し、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和15年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代掻き、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

農業地域区分	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
上在地区	65%
下在地区	67%
下平地区	81%
中沢地区	41%
東伊那地区	47%
市 全 体	59%

2 地域区分別の集積促進について

農用地の集積にあたっては、市内を5地域（上在・下在・下平・中沢・東伊那）に区分した「地域計画」の取組により地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により農地集積の促進を図ります。

（1） 上在地区（中央自動車道や広域農道の沿線農地を生かした景観農園）

- ① 水稻を基幹に果樹、花き、野菜等の複合経営と、消費者の期待に応える「こだわり商品の開発」など地元施設との連携を強め、特色ある地域農産物の栽培により、

魅力と活力のある地域農業を推進します。

- ② 中央アルプス山麓開発による、観光及び事業施設、自然環境保全、直売所や観光農業等多様な農業を展開します。
- ③ 有害鳥獣被害対策に取り組み、自然との調和や共生を図りながら、農産物の安定生産に努めます。
- ④ 専業農家の後継者、新規就農者を育成し、農業法人、認定農業者、兼業的農業者の機能分担により、総合性を生かした地域農業づくりを推進します。
- ⑤ 駒ヶ根高原農産物直売所を生かす生産組織、生産グループ、定年退職者、女性及び高齢者など、幅広い農業の担い手育成を進めます。
- ⑥ 集落営農組合を中心に、農地集積や農作業受委託による農地の有効利用、農作業の共同化、農業機械の共同利用など効率的な農業を推進します。
- ⑦ 地域の合意形成により農業法人や認定農業者など、地域の担い手による農地の保全と継続性のある農業経営に取り組みます。
- ⑧ 地区の農地や農業を守る一担い手として、農業法人の後継者対策など事業体質の強化を図り、経営の安定化を進めます。

（２） 下在地区（市街地と隣接した肥沃な農地を生かした多彩な生産農園）

- ① 水田経営を中心に果樹、花き、野菜を加えた多彩な複合経営を推進し、新たな地域農業を行うための重点転作作物の設定により、生産団地の育成を図り、果樹、野菜を中心に生産拡大を進めます。
- ② 水稻栽培は、農地集積や集約化による生産性の向上等、低コストによる効率的な稲作を推進します。
- ③ 地区内関係者が地区内で守れる農地を守りながら、市内外からの新規参入の促進を図ります。
- ④ 地域営農組合は地域の担い手である農事組合法人、認定農業者及び認定新規就農者が協力して地域農業発展に取り組めるよう働きかけます。

- ⑤ 専業農業者、新規就農者、兼業農業者により専門オペレーターを育成し、担い手組織による大型機械作業及び、兼業農業者の栽培作業参画など、地域全体が農業に携わり、農地を守る集落営農を推進します。
- ⑥ 担い手確保や新規就農者へ手厚い支援が行えるよう、集落営農組織の関わりや地区営農組合が調整を図りながら関係機関と連携し、親元就農、新規就農者を呼び込む取組を増やすことで仕組みづくりを図ります。
- ⑦ 地区営農組合として、新規就農者へ農地をあっせんする仕組みを、就農希望者への研修とあわせて構築します（市役所新規就農担当者や JA と連携）。
- ⑧ 若者を中心とした農業技術を取得する機会を継続的に提供し、若手農家が意見表明できる場を作ることができるような仕組みづくりを図ります。
- ⑨ 販売探索へ継続的に取り組めるよう、需要家と意見交換する場を提供します。
- ⑩ 農業法人を中心に、農地の集積や農作業受委託、複合化の推進、機械利用体系の検討と共同意識の高揚により作業効率を高め、土地利用型作物を中心に地域の合意形成による組織活動を展開します。

（３） 下平地区（天竜川沿線の広大な優良農地を生かした効率の高い生産農園）

- ① 大規模区画にはほ場整備された優良農地を生かし、最も適した水稻栽培地域として、低コストで環境にやさしい水稻栽培を農業経営の柱として位置付け、併せて転作作物を複合的に取り入れた、地域ぐるみの組織農業を推進します。
- ② 地区営農組合の連携や調整機能により、個別経営と法人経営が調和のとれた地域農業づくりに向け、話し合いによる合意形成を積み上げ、農地の集積、作業受委託など、大型機械を活用した地区農業を進めます。
- ③ 農業法人、認定農業者、専業農家の後継者、新規就農者の育成及び、企業的経営など経営感覚に優れた担い手農業者の育成により、地区農業の担い手経営体づくりを推進します。
- ④ 地区営農組合及び農業関係組織の支援体制により、担い手経営体、農業後継者、

新規就農者の育成を進めます。

- ⑤ 地区営農組合を中心に、農業法人や認定農業者等地域の担い手への農地集積、農作業受委託、効率機械利用を推進し、土地利用型作物を基幹とした複合経営による下平農場を構築して、協同意識の高揚と地域の合意形成による組織活動を展開します。

(4) 中沢地区（天竜川沿線の肥沃農地と段丘地の景観や地形を生かした山村農園）

- ① 中沢地区は標高600mから1000mの山間地域にあり、地理的や気象的に農業に厳しい条件が多いことから、中沢地区一つの集落営農方式により、集落間の連携を強化し、地域ぐるみの営農活動を展開します。
- ② 山間地の農地条件を踏まえ、農地の条件によっては地域計画の対象外とすることも視野に入れゾーニングを行い、地域に合った環境整備を行います。
- ③ 特に転作田や自己保全農地を活用し、農業の生産拡大を進めるとともに農産物の加工や販売の拡大により、農業所得の向上に取り組みます。
- ④ 山間地の農地条件を生かした転作作物の選定により、地域に合った環境整備を行い、山間地農業の継続と、新たに農業への取組を目指す方へのサポートによる活性化を推進します。
- ⑤ 専業農家、兼業農家を含めた担い手づくりを推進し、地域リーダーと後継者の育成に努めます。
- ⑥ 地域の特色を生かした農業経営を推進するため、定年退職者、Uターン及びIターン就農者等、新しい担い手を育成する重点作物を選定し、地区農業の活性化を進めます。
- ⑦ 営農組合組織の活動や組織力を高め、新規就農者をはじめとした農業者が、農業に取組やすい環境と、サポート体制を整備します。
- ⑧ 地区営農組合を中心に、農業法人、認定農業者、中核的専業農家等、地区の担い

手の連携により農地集積や農作業受委託による農地の有効利用、農作業の共同化、農業機械の共同利用など地域農業の振興と農用地の維持や継続に努めます。

- ⑨ 地区営農組合が企画や調整機能を発揮し、中山間地域農業直接支払事業を活用して、各集落や地域に合った営農活動の活性化を推進します。

(5) 東伊那地区（南傾斜の段丘地と山麓の山間地を生かしたふれあい農園）

- ① 東伊那地区は、日当たりの良い比較的なだらかな傾斜から山間地にかけての田畑地帯で、中小規模の果樹、施設園芸及び野菜の専業や、水稻を中心とした複合経営が行われており、地区営農組合を核とした連携による地域農業を確立します。
- ② 観光農業及び農園やグリーンツーリズム（都市と農村の交流）を取り入れた農業経営を推進し、地域振興作物の選定により複合化と担い手の育成を進めます。
- ③ クラインガルテン…宿泊をして長期間滞在し農業体験をしてもらう。併せて利用者と地域住民との交流イベント（収穫祭など）を、駒ヶ根ふるさとの家（JOCA）と連携して行います。
- ④ 経営感覚に優れた農業者の選定により、新規事業の立ち上げと、振興作物の栽培をリードするリーダーを育成し、企業的農業経営づくりの体制を構築します。
- ⑤ 農業法人、認定農業者、専業農家の後継者の育成、新規就農者の育成など、地区の担い手として継続的な支援を行います。
- ⑥ 集落営農組織の関わりや地区営農組合を中心に、農業法人、認定農業者、専業的農業者等との連携により、農地集積や農作業受委託による農地の有効利用、農作業の共同化、農業機械の共同利用など地域農業の振興と農用地の維持や継続に努めます。
- ⑦ 地区農業を維持向上するため、都市住民の誘致を目的とした組織体制づくりを進め、農村交流や観光農業を推進します。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について

駒ヶ根市、農業委員会、農地中間管理機構、各地区営農組合、土地改良区、上伊那農業協同組合等の関係機関や団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、現在及び将来の担い手への農用地の集積を加速させます。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。参加者については、農業者、駒ヶ根市、農業委員、農地利用最適化推進委員、上伊那農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置します。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、各地区営農組合、上伊那農業協同組合及び土地改良区等の関係団体と連携をしながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

駒ヶ根市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の

第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、駒ヶ根市農業の地域特性を生かし、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、また、令和7年4月から利用権の設定について農地中間管理事業に一本化されることから、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

- 1 農地中間管理事業
- 2 農用地利用改善事業
- 3 農作業受委託促進事業
- 4 効率的経営体を担う人材の育成を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

- ① 平坦部の竜西地区や天竜川の兩岸地域においては、大部分の農用地では場整備事業が終了している。これら大型ほ場の高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、農地中間管理事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。
- ② 竜東地区を中心とした中山間地域においては、特に農用地利用改善事業や農地中間管理事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化によって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努めます。

3 農地中間管理事業

駒ヶ根市が主体となり、農地中間管理事業及び機構集積関連施策の積極的な活用による、認定農業者等の担い手への計画的な農地集積や集約化を進めるため、地域農業者と協力して農地活用計画の具体化に取り組むとともに、これを担う経営体の育成や農業法人等の農業参入を推進する体制を強化し、地域及び農業者が十

分に利益享受できるよう、関係機関の連携を強化して新たな農業の実現に取り組めます。

また、円滑な農地の利用調整を行うためには、地域の農業者が合意した計画が重要であることから、農地に関する機能や情報を有する農業委員会、上伊那農業協同組合等と連携や協力して、地域の実情に応じた「地域計画」の作成及び見直しを支援するとともに、「地域計画」の具体的な推進を図るため農地中間管理事業等の各種支援策の導入を推進します。

4 農用地利用改善事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

駒ヶ根市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、特別な事情により、この区域を農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合については、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、区域の一部を除外する等適切な再編をすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用

地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ウ 農作業の効率化に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を駒ヶ根市に提出して、農用地利用規程について駒ヶ根市の認定を受けることができる。
- ② 駒ヶ根市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 駒ヶ根市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を駒ヶ根市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 駒ヶ根市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について
- (5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が
- (5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体については、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 駒ヶ根市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 駒ヶ根市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、駒ヶ根市営農センター（駒ヶ根市地域農業再生協議会）との連携を図りつつ、これらの機関や団体が一体となって総合的かつ重点的な支援や協力が行われるように努める。

5 農作業受委託促進事業

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが需要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ります。

(1) 農作業の受委託の促進

駒ヶ根市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業委員会、農地中間管理機構、上伊那農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 上伊那農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

上伊那農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努める。また、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進にも努めるものとする。

6 効率的経営体を担う人材の育成を促進する事業

駒ヶ根市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を

担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(1) 農業経営改善への支援・指導

駒ヶ根市は、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成やその達成のために行う生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等を促進するため、経営指導や法人の設立や運営指導等担当する者の養成に努める。

(2) 優良農用地の確保対策

駒ヶ根市は、非農業的土地需要にも適切に対応しつつ、集団的な優良農用地を将来にわたって安定的に確保するため、農業振興地域整備計画の適切な管理と農地法の適正な運用等に努め、秩序ある計画的な土地利用を推進する。

(3) 関連事業の推進

駒ヶ根市は、担い手育成関連の補助事業や制度資金等の効果的な活用を通じて、効率的経営体の生産基盤の整備を促進するとともに、経営安定対策、流通の合理化、農産加工の振興及び生活環境の整備等を総合的に推進する。

(4) 推進体制等

① 事業推進体制等

駒ヶ根市は、駒ヶ根市営農センター、農業委員会、上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経

営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関や団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関や団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、上伊那農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、駒ヶ根市営農センター（駒ヶ根市地域農業再生協議会）のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、駒ヶ根市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 6 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 1 3 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 3 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 2 2 年 5 月 2 5 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 2 年 4 月 2 7 日から施行する。

附 則

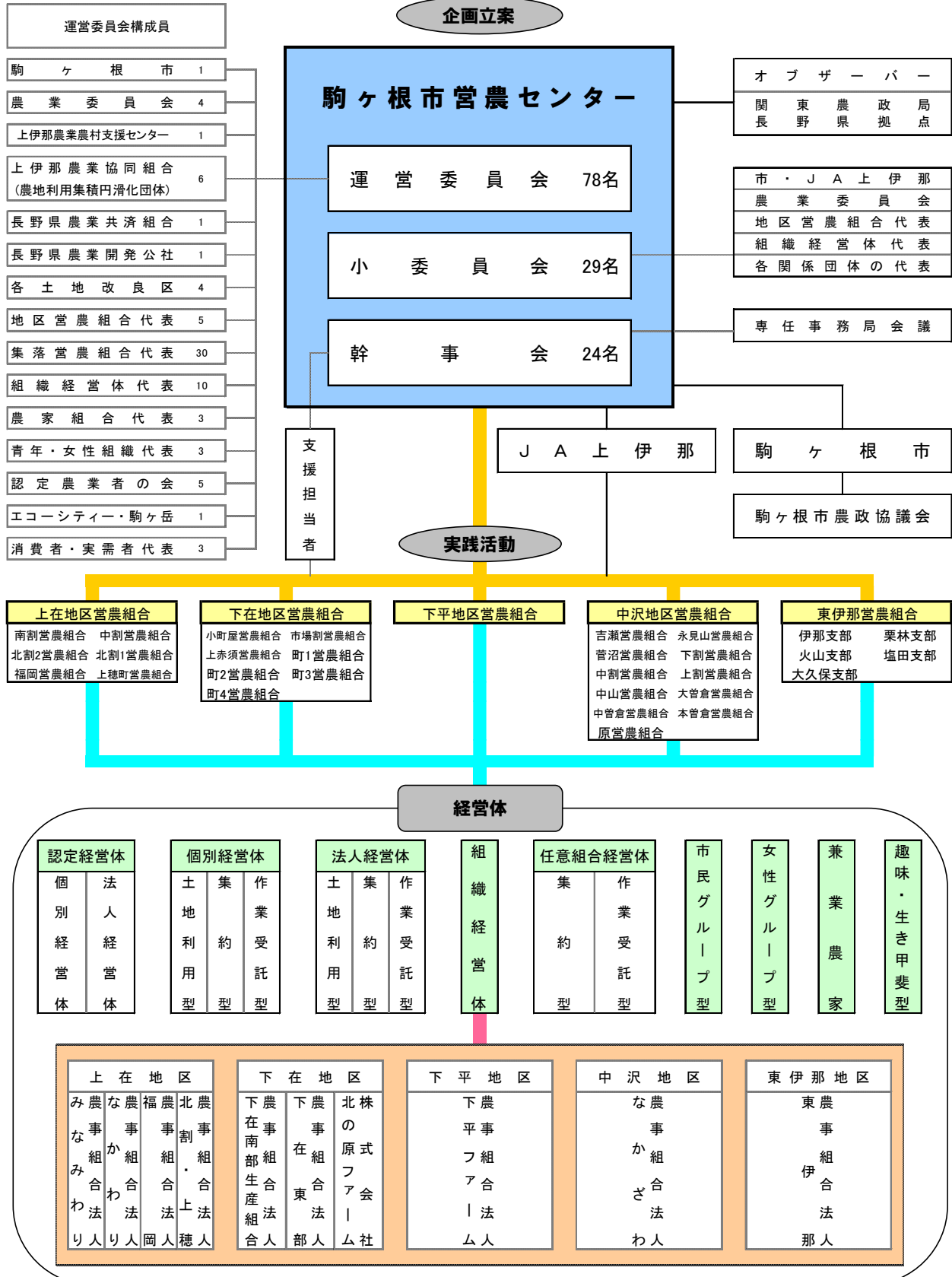
この基本構想は、令和 5 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

駒ヶ根市営農センター機構図

(駒ヶ根市農業農村活性化推進機構) (駒ヶ根市経営・生産対策推進会議) (駒ヶ根市環境保全型農業推進協議会)
 (駒ヶ根市農業経営改善支援センター) (駒ヶ根市山村振興等活性化協議会) (駒ヶ根市農用地利用改善団体協議会)
 (駒ヶ根市果樹産地構造改革協議会) (駒ヶ根市地域農業再生協議会)



農業経営改善計画認定申請書

○ 駒ヶ根市長 殿
○ 〇〇都道府県知事 殿
○ 〇〇農政局長 殿
農林水産大臣 殿

住所	連絡先	令和 年 月 日
フリガナ	フリガナ	
個人・法人名	代表者氏名 (法人のみ)	
生年月日・ 法人設立年月日	法人番号	

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画									
① 農業経営体の営農活動の現状及び目標									
(1) 営農類型									
現 状					目 標 (年)				
☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 複合経営					☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 複合経営				
☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 ()					☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 ()				
☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()					☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()				
(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標									
現 状		目 標 (年)		現 状		目 標 (年)		主たる従事者の人数	
年間所得		万円		年間労働時間		時間		時間	
主たる従事者1人 当たりの年間所得		万円		主たる従事者1人 当たりの年間労働時間		時間		時間	
(2) 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標									
(1) 生産					(2) 農畜産物の加工・販売その他の 関連・附帯事業 (売上げ)				
作目・部門名 (耕 種)		現 状		目 標 (年)		現 状		目 標 (年)	
作付面積 (a)		生産量		飼養頭数 (頭、羽)		生産量		事業内容	
								万円	
								万円	
								万円	
								万円	

(3) 農用地及び農業生産施設										
イ 農業生産施設										
区分	所在地		地目	現 状 (a)	目 標 (a)	種 別	所在地		規 模	
	都道府県名	市町村名					都道府県名	市町村名	現 状 棟	目 標 棟
所有地	長野県	駒ヶ根市					長野県	駒ヶ根市		
	長野県	駒ヶ根市					長野県	駒ヶ根市		
借入地	長野県	駒ヶ根市					長野県	駒ヶ根市		
	長野県	駒ヶ根市					長野県	駒ヶ根市		
その他	長野県	駒ヶ根市					長野県	駒ヶ根市		
	長野県	駒ヶ根市					長野県	駒ヶ根市		
経 営 面 積 合 計						経 営 面 積 合 計				
③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置										④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置
⑤ 農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置										⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置

(参考) 経営の構成

(1) 構成員・役員										(2) 雇 用 者			
氏 名 (法人経営にあつては役員の名)	年 齢	性 別	代表者との 続柄(法人 経営にあつ ては役職)	現 状		見通し (年)	常時雇 (年間)	実 人 数	現 状	見通し	人		
				担当業 務	年間農業 従事時間 主たる 従事者							担当業 務	年間農業 従事時間 主たる 従事者
			(代表者)										

